

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	規準又は規約及び事業計画の変更の認可		
根拠法令及び条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第50条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令において具体的に規定されているため、審査基準の設定を要しない。 マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第50条第2項の規定において準用する同法第48条第1項(認可の基準等) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成14年6月19日	審査基準 最終変更年月 日	令和8年4月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

審査基準

マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第48条第1項(認可の基準等)

都道府県知事等は、第四十五条第一項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反するものでないこと。
- 二 再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地に再生決議があるときは、当該再生決議が、当該再生決議の要件を満たしてされたものであること。
- 三 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。
- 四 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。
- 五 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。
- 六 第十二条第一項第四号から第十一号までに該当すること。